

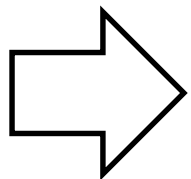
令和2年度農林水産関係補正予算
高収益作物次期作支援交付金
運用の見直しについての説明

令和2年10月

農林水産省

高収益作物次期作支援交付金 これまでの経緯

- 第1次補正予算で242億円を措置
 - 第2次補正予算で運用改善を実施
 - これまで2回の公募を実施
- ・事業創設当時は、新型コロナウイルスによる影響が更に拡大・深刻化することへの不安が蔓延する中で、新型コロナウイルスの影響を受けた農家の皆様が、営農を断念することなく、次期作に前向きに取り組んでいただけるようにするため、要件を簡素で弾力的にするなど、困っている人が申請しやすい仕組みになるようにしたところ
 - ・その結果、支援の要件には合致するものの、必ずしも新型コロナウイルスの影響を受けたとは言いがたい申請も含まれており、このまま交付金をお支払いすることとなれば、新型コロナウイルスによる影響を受けていないのに交付金が支払われている等の御批判を受けかねない状況



新型コロナウイルスの影響を受けた生産者を支援する
という本事業の趣旨にかんがみ、**運用を見直し**

① 申告書を追加で提出

- 前年から売上げが減少していること等を確認した上で交付

確認項目：売上げが減少した品目とその減少額、作付面積、
売上げが減少した品目の作付面積に対応する金額、
厳選出荷の作業従事日数及び交付申請金額、
高収益作物のうち減収した品目全体の減収率

- 影響度合いの大きい農業者に優先的に支払いができるよう、
減収率が2割以上あるかどうかも確認

※ 申告書の記載方法については、別途作成の手引きを参照

② 交付対象面積について

- 減収していないのに交付金が支払われているという批判のないよう、交付対象面積の算定は、「対象期間中に出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった品目のうち出荷期間を通じた売上げが前年の同期間より減少した品目ごとの作付面積の範囲」とする

※品目は野菜、果樹、花きではなく、キャベツ、マンゴー、切り花（輪ギク）、茶等の分類とする

（例：うんしゅうみかんとぶどうの複合経営の場合、対象期間中出荷があつて、売上げが減少したうんしゅうみかんの面積のみが支援対象）

- 対象期間は、令和2年2月～4月
生産局長が公募ごとに別に定める追加品目は追加が認められた期間を含み、生産局長が必要性を認めた地域特認品目は、追加が認められた期間とする

② 交付対象面積について（つづき）

- 品目の売上げを算定する出荷期間は、令和2年2月以降の出荷月から売上げが確認できる直近月までの間とする
- ただし、収穫後、貯蔵により長期間にわたり出荷し、複数の農業者の売上げがプール計算される品目（たまねぎ、ばれいしょ等）については、対象期間と前年の同じ期間とを比較
地域特認品目については、原則として対象期間と前年の同じ期間とを比較
- 野菜価格安定制度による補給金が交付されている場合は、当該品目について交付される補給金を今年及び前年の売上げに加えて算定
 - ※同様の基金（いぐさ）も同じ取扱とする
 - ※収入保険、持続化給付金など品目を限定せずに支払われる給付金は売上げには含めない

② 交付対象面積について（つづき）

- 前年に災害の被害を受けたなど特別な事情がある場合は、前々年等の売上げと比較することが可能
- 規模拡大（又は縮小）した場合は、前年の売上げに規模拡大（又は縮小）率を乗じて前年の売上げを算定
また、新規就農等により前年の売上げがない場合は、青年等就農計画の売上目標額等を前年の売上相当額とみなすことができる

例：前作でにんじんを0.5ha作付し、売上げ250万円、今作はにんじんを1ha作付けし、売上げ380万円となった場合、規模拡大率が2倍のため、前作の売上げは $250万円 \times 2 = 500万円$ となり、減収額は $500 - 380 = 120万円$ と算定

② 交付対象面積について（つづき）

- 収穫後、貯蔵により長期間にわたり出荷し、複数の農業者の売上げがプール計算される品目（たまねぎ、ばれいしょ等）の交付対象面積については、年間出荷量に占める対象期間の出荷割合で按分

〔 例：たまねぎを10ha作付し、対象期間の出荷量が年間出荷量の3割だった場合、作付面積の3割に相当する3haが支援対象 〕

- 地域特認品目の交付対象面積については、原則として年間出荷量に占める対象期間の出荷割合で按分

③ 交付申請額の算定

➤ 交付申請額は、ア～ウのうち最も低い額とする

ア ②により算定した交付対象面積に支援単価を乗じた額の合計

イ 対象期間中に出荷実績のある又は廃棄等により出荷できなかった品目のうち、出荷期間を通じた売上げが前年の同期間より減少した品目ごとの減収額の合計

※算定の考え方は、②と同じ

ウ 次期作に取り組む面積に対応した5万円、80万円、25万円/10aの交付申請金額の合計（既に取組計画書を提出している場合は、同計画書に記載されている5万円、80万円、25万円/10aの交付申請金額の合計）

③ 交付申請額の算定（つづき）

【算定の具体例】

前提：にんじん1ha、だいこん0.5ha、なす0.5ha、うんしゅうみかん1haの複合経営
（すべて平地、今作と次期作ともに同じ品目を作付すると想定）

	にんじん	だいこん	なす	うんしゅう みかん	合計	
対象期間中の出荷	有り	有り	無し	有り		
売上の減少額	50万円	〔売上の減少なし〕	（出荷無し）	100万円	150万円	⇒ 前頁のイ
影響を受けた品目の作付面積	1ha	—	—	1ha	2ha	(= 交付対象面積)
上記面積に相当する支援額	50万円	—	—	50万円	100万円	⇒ 前頁のア
次期作に取り組む面積	1ha	0.5ha	0.5ha	1ha	3ha	
上記面積に相当する支援額	50万円	25万円	25万円	50万円	150万円	⇒ 前頁のウ

**最も低い額の100万円が
交付申請額となる**

④ 厳選出荷の対象日数

- 厳選出荷の支援対象日数は、市況の状況や実際の作業実態等に鑑み、作業従事者 1 人につき 9 0 日までとする

今後の手続き

【事業実施主体が行うこと】

- ◆ 取組実施者の交付申請額を確認するため、取組実施申請者（これから申請する農業者）及び取組実施者（既に申請済みの農業者）に対し、申告書の提出を依頼
- ◆ 取組実施申請者及び取組実施者から提出のあった申告書について、①交付対象面積、②交付申請金額、③厳選出荷の対象日数を満たしているか確認
- ◆ 申告書に基づく交付申請金額及び減収率等の情報を該当様式に追記し、地方農政局等へ提出（該当様式を提出することにより事業実施計画書を提出したものとみなす）

【取組実施申請者及び取組実施者（農業者）が行うこと】

- ◆ 取組実施申請者は、取組計画書を提出する際、申告書をあわせて提出
- ◆ 取組実施者は、申告書を追加で提出（申告書の提出をもって修正申請をしたとみなす）
- ◆ 取組実施申請者及び取組実施者が、複数の事業実施主体に取組計画書を提出する又は既に提出している場合は、申請額が要件を満たしていることを確認するとともに、各事業実施主体に対してその旨を連絡

【交付の順番】

① 第2回公募の申請者のうち、減収率が2割以上の取組実施者の取組のうち5万円、80万円、25万円/10aの取組に対し交付

② 第2回公募の未払分及び第3回公募分に対し交付

※ただし、第3回目の申請状況によっては、減収率が2割以上の取組実施者の取組のうち5万円、80万円、25万円/10aの取組を優先して交付

今後のスケジュール（予定）

- 10月** 第3回公募開始（第2回公募の申請分についても申告書の提出を依頼）【農水省】
取組実施申請者及び取組実施者に対し、申告書の提出を依頼【事業実施主体】
申告書の提出【取組実施申請者及び取組実施者】
申告書回収・確認、事業計画書変更【事業実施主体】
- 11月** 修正した事業計画書を地方農政局等へ提出【事業実施主体】
第3回公募締切
申請額の確認【農水省】
- 12月** 第2回公募の申請分について、2割以上減収している農業者に交付金を支払い【農水省】
第2回公募の未払分、第3回公募の申請分を合わせ、交付金を支払い【農水省】

第3回公募の追加品目

5月以降の追加品目（全国）

2～4月		5月		6月	
取組支援 (5・25・80万円/10a)	厳選出荷 (2,200円/人・日)	取組支援 (5・25・80万円/10a)	厳選出荷 (2,200円/人・日)	取組支援 (5・25・80万円/10a)	厳選出荷※ (2,200円/人・日)
野菜 (5万円/10a) 施設野菜 (80万円/10a) 【大葉、わさび】 果樹 (5万円/10a) 施設果樹 (25万円/10a) 【マンゴー、おうとう、ぶどう】 花き (5万円/10a) 施設花き (80万円/10a) 茶 (5万円/10a)	花き 茶 施設野菜 【大葉、わさび】 施設果樹 【マンゴー、おうとう、ぶどう】	野菜 (5万円/10a) 【たまねぎ、みつば、わけぎ、 パセリ、大葉、わさび】 施設野菜 (80万円/10a) 【大葉、わさび】 果樹 (5万円/10a) 【ゆず、すだち、かぼす、びわ、 ブルーベリー】 花き (5万円/10a) 施設花き (80万円/10a) 茶 (5万円/10a)	花き 茶 施設野菜 【大葉、わさび】	茶 (5万円/10a)	茶

※ 茶については、他の品目に比べて、大幅な価格低下の影響が長期間にわたって継続していることから、2番茶の厳選出荷の6月からの継続分についてのみ、7月も対象とする。

※ 都道府県域の追加品目は、個別に通知

**皆様におかれては、
当初お示したものと
異なる制度の運用となってしまったこと、
また、追加の作業をしていただくことになるなど、
多大なご迷惑とご面倒をおかけすることとなり、
誠に申し訳ありませんが、
何卒、ご理解いただきますよう、
よろしくお願い申し上げます。**